

適用対象組織	知事部局（出先機関を含み、県外事務所は除く。） 教育庁（県立学校を除く。） 警察本部（出先機関を除く。） 県議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局 平成15年度から範囲拡大
--------	---